

議事日程(第6号)

平成21年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第11号 高鍋町監査委員条例の一部改正について
- 日程第2 議案第12号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第13号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第14号 高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第15号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第6 議案第17号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第18号 高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について
- 日程第8 議案第19号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議案第20号 高鍋町公園条例の一部改正について
- 日程第10 議案第27号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第11 議案第28号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第12 議案第29号 高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について
- 日程第13 議案第30号 町道路線の廃止について
- 日程第14 議案第31号 町道路線の認定について
- 日程第15 議案第32号 平成21年度高鍋町一般会計予算
- 日程第16 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第21号 高鍋町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第18 議案第22号 一ツ瀬川雑用水管理事業の事務の受託について
- 日程第19 議案第23号 一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第24号 一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の制定について
- 日程第21 議案第25号 高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計設置条例の制定について
- 日程第22 議案第26号 高鍋町一ツ瀬川雑用水管理基金条例の制定について
- 日程第23 議案第33号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第34号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計予算
- 日程第25 議案第35号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第26 議案第36号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第37号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第28 議案第38号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第39号 平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 日程第30 議案第40号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第31 議案第41号 平成21年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第32 請願第1号 尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願
- 日程第33 議案第43号 戸籍電算化システム導入業務委託契約について
- 日程第34 議案第44号 「戸籍電算化システム」購入物品売買契約について
- 日程第35 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第36 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第37 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第11号 高鍋町監査委員条例の一部改正について
- 日程第2 議案第12号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第13号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第14号 高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第15号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第6 議案第17号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第18号 高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について
- 日程第8 議案第19号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議案第20号 高鍋町公園条例の一部改正について
- 日程第10 議案第27号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第11 議案第28号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第12 議案第29号 高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について
- 日程第13 議案第30号 町道路線の廃止について
- 日程第14 議案第31号 町道路線の認定について
- 日程第15 議案第32号 平成21年度高鍋町一般会計予算
- 日程第16 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第21号 高鍋町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

- 日程第18 議案第22号 一ツ瀬川雑用水管理事業の事務の受託について
- 日程第19 議案第23号 一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第24号 一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の制定について
- 日程第21 議案第25号 高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計設置条例の制定について
- 日程第22 議案第26号 高鍋町一ツ瀬川雑用水管理基金条例の制定について
- 日程第23 議案第33号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第34号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計予算
- 日程第25 議案第35号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第36号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第37号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第28 議案第38号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第39号 平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 日程第30 議案第40号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第31 議案第41号 平成21年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第32 請願第1号 尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願
- 日程第33 議案第43号 戸籍電算化システム導入業務委託契約について
- 日程第34 議案第44号 「戸籍電算化システム」購入物品売買契約について
- 日程第35 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第36 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第37 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（16名）

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君 事務局補佐 田中 義基君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	興梠 正明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	代表監査委員	……………	井崎 俊博君
総務課長	……………	川野 文明君	企画商工課長	……………	東 啓三君
財政課長	……………	正崎 博君	都市建設課長	……………	間 省二君
環境整備課長	……………	日野 祥二君	農業委員会事務局長	…	清野 秋實君
農業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	杉田順一郎君
町民課長	……………	山本 泰英君	福祉保健課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	竹内 昭博君	水道課長	……………	芥田 秀則君
教育総務課長	……………	永友 吉人君	社会教育課長	……………	松木 成己君
美術館副館長	……………	曾我部義雄君			

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 13番。おはようございます。

3月16日に執行部より追加の議案提案があり、16時45分より議長室において議会運営委員会を行いましたので、御報告をいたします。

今期定例会に付議されました案件は42件。請願が1件、追加議案2件となりました。既に質疑、討論、採決を行った事案や常任委員会や特別委員会での審査を終え、委員長の報告を受け採決を本日行います。

今回の追加提案は、平成20年度補正予算（第5号）を受けての戸籍電算化に関する随意契約2件です。委員より「なぜ随意契約なのか」「時間をつくって競争入札とできなかったのか」などの意見が出されました。質疑については、本会議において十分に議員に対応していただくこととなりました。そのためには資料をしっかりと準備し、できれば説明を行っていただきたい旨の要請を行ったところでございます。

2件の議案を日程に追加することについて委員全員の一致をみましましたので、御報告をいたします。

○議長（後藤 隆夫） 本日の議事日程につきましては只今報告がありましたとおり2件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

- 日程第 1. 議案第 1 1 号
- 日程第 2. 議案第 1 2 号
- 日程第 3. 議案第 1 3 号
- 日程第 4. 議案第 1 4 号
- 日程第 5. 議案第 1 5 号
- 日程第 6. 議案第 1 7 号
- 日程第 7. 議案第 1 8 号
- 日程第 8. 議案第 1 9 号
- 日程第 9. 議案第 2 0 号
- 日程第 1 0. 議案第 2 7 号
- 日程第 1 1. 議案第 2 8 号
- 日程第 1 2. 議案第 2 9 号
- 日程第 1 3. 議案第 3 0 号
- 日程第 1 4. 議案第 3 1 号
- 日程第 1 5. 議案第 3 2 号

○議長（後藤 隆夫） 日程第 1、議案第 1 1 号高鍋町監査委員条例の一部改正についてから日程第 1 5、議案第 3 2 号平成 2 1 年度高鍋町一般会計予算まで、以上 1 5 件を一括議題といたします。

本 1 5 件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、矢野友子議員。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 8 番。おはようございます。

平成 2 1 年第 1 回定例議会において総務環境常任委員会に付託されました議案は、議案第 1 1 号、議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 7 号、議案第 3 2 号中関係部分についての 5 件であります。その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は 3 月 1 0 日から 3 月 1 2 日の 3 日間、第 1 委員会室に総務環境常任委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案 5 件に対する説明を求め、慎重に審査を行いました。

議案第 1 1 号高鍋町監査委員条例の一部改正についての説明を受け審査に入り、委員から「地方公営企業の確認及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律について」の質疑があり、健全化に関する法律の説明がありました。

その文言挿入についての討論はなく、採決に入り、委員全員賛成すべきものと決しました。

議案第 1 2 号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を受け審査に入り、委員から「再任用職員が在籍するのか」との質疑があり、現在再任用職員はいないとの答弁でした。

また、「昼休み時間が12時から13時までとなることで住民サービスに支障を来すことはないか」との質疑に、昼休み時間内の窓口業務サービスについては今まで以上の向上に努め、4月6日から町民課の印鑑登録業務ほか7課の8業務を拡充するとの答弁でした。

質疑を終わり、討論がなく、採決に入り、委員全員賛成すべきものと決しました。

議案第13号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についての説明を受け審査に入り、委員から「外部評価委員会について」の質疑があり、21年度は10事業についての審査を予定し、5名の委員中2名を学識経験者とし、宮崎大学教授、宮崎公立大学教授の2名ほか3名の委員は公募による委員とし、町業務評価を行ってもらうとの答弁でした。

質疑を終わり、討論なく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第17号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての説明を受け審査に入り、委員より「処理手数料の徴収方法について」の質疑があり、現地での支払いとなるがどのような領収書とするかなどは検討中であるとの答弁でした。

質疑を終わり、討論なく採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第32号平成21年度高鍋町一般会計予算の関係部分についての説明を受け審査に入りました。

財政課関係、委員より「配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金の減額について」の質疑に、株価の下落により配当・株式譲渡とも大幅な減少が予想されるとの答弁でした。

委員より「町村有建物災害共済310万円には町有建物に対する地震火災損害の補償はあるのか」との質疑に、地震による火災補償はない。地震被害には見舞金であるとの答弁でした。

委員より「基金状況」に対する質疑に、21年度の積み立て額ができるよう努力したいとの答弁でした。

会計課関係、委員より「個人町民税、法人町民税、固定資産税の歳入減について」の質疑があり、個人所得、法人所得の減少が予想されること。固定資産税については評価見直し年度による減少が予想されるとの答弁でした。

委員より「再振込手数料について」の質疑に、口座間違い等による返却分で再振込の手数料との答弁でした。

税務課関係、委員より「軽自動車税の増加原因」の質疑があり、軽自動車の台数増加による実質登録台数による増収であるとの答弁でした。

委員より「コンビニ収納手数料の増額」の質疑があり、20年4月からのコンビニ収納実施が予想以上の利用があり、夜間利用や若い年代のコンビニ利用で住民税16%、固定資産税9.8%、軽自動車税27.8%、国保税9%の収納があった。そのため手数料も増額としたとの答弁でした。

環境整備課関係、合併浄化槽設置補助が10基増の60基利用見込みとの説明から、委員より「下水整備には合併浄化槽のほうがよいのではないか」との質疑があり、下水道事

業計画は24年度までかかることから、その時点でどうするか検討課題であるとの答弁でした。

委員より「川南漁協との公害防止協定書について」の質疑があり、21年3月2日成立の新しい公害防止協定書が締結され、水質検査を月1回漁協の立ち会いで行う。処分場の管理について年1回協議を行うなど、より明確な協定書が交わされたとの答弁があり、処分場使用期間は22年までとし、覚え書きについては変化なしとの答弁でした。

企画商工課関係、委員より「南九州大学みどりの会の垣根剪定依頼の手順について」の質疑があり、「お知らせかなべ」による広報周知後の申し込みについて、現地調査を行い基準に合えば年12回から14回の実施を計画するとの答弁でした。

委員より「地域活性化センター負担金について」の質疑があり、神奈川に本部があり全国の地域活性化についての情報収集・指導・研修・アドバイザー紹介など多目的に利用できる施設との答弁でした。

委員より「総合計画審議会について」の質疑があり、22年から前期4年、後期4年の8年計画を審議するとの答弁でした。

委員より、スポーツキャンプについて「チームの期日前引き上げがあったのでは」との質疑があり、天候不順によるものであり雨天練習場が望まれるとの答弁でした。

総務課関係、委員より、防災備蓄倉庫建設について「消防車の出入りはスムーズにできるのか」また「現在の防災備蓄食品の期限について」の質疑があり、道幅の狭いところだが車の出入りはスムーズにできる。また、備蓄食品の期限はまだきていないが、その時期には訓練などによる処分を計画するとの答弁でした。

委員より「歳入をはかるため町マイクロバスに広告を入れることは考えられないか」との質疑に、検討していきたいとの答弁でした。

町民課関係、委員より「転入者に対する窓口説明時に地区加入の啓発はできないものか」との質疑があり、町民課窓口で地区名等の説明は行っているが、地区加入の強制はできないとの答弁でした。

以上、関係部分の審査・質疑を終わり、討論はなく採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

総務環境常任委員会に付託された議案5件についての審査の経過と結果は以上です。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第11号高鍋町監査委員条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

先ほど委員長は質疑をされたということをおっしゃったんですけれども、その質疑の執行部の答弁については何ら報告がなかったように思うんです。そのなかでお聞きしたいのは、健全化法律というのはどういう内容だったのかという説明がなされなかったように思

いますので、そのことについてどういう説明が執行部からあったのかということをごすね。

また、その監査をするに当たってはどのような知識が必要なのかと。専門的知識が必要なのかということも含めて審査の中でしっかりとそこはなされたと思いますので、そのところを答弁をいただければと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 私たちも、この地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのは知りませんでしたので、詳しい説明を求めたところですが、そのいただきました資料を読み上げます。

第3条、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（これらを以下「健全化判断比率」という）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

第22条、公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

という資料をいただきまして、そういう法律ができて、これを今度の一部改正に、議案第11号の文言にきちんと挿入されたというふうに納得いたしました。

その監査委員の知識っていうのは、そういう質疑は私たちの委員会では出ませんでした。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

ただ単に法を読み上げていただくだけではなく、それが住民にどういった目線で地方財政をしっかりと伝えていくことができるのか。どういった指針を持っているのかということをも具体的に述べていただきたかったという部分があるんです。

だから、そのところは、じゃ、審査をされてないんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） そういう法律ができて、今度監査委員条例の中にその文言を挿入したという、それを理解しただけです。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第12号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第13号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

その中の備考欄にあるんですが、私は総括質疑の中では、きちんとほかの部分については、外部評価委員会についてはしっかりと伺いましたのでその問題もなんですが、2回目で質疑を行った部分なんですが、「ただし交通指導員及び行政事務連絡員の町内旅費については1,000円とする」ということがあるんですが、これが第5次行政改革大綱の中身と、私はちょっと矛盾する。だから、正直な話いうてすべての常勤・非常勤特別職っていうのに関してはその旅費の問題についても当然委員会の中では審査をなされたと思いますので、どうかたちで審査をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 確かにこの備考の中での「ただし交通指導員及び行政事務連絡員の町内旅費については1,000円とする」というのは、どういうことかという質疑はありました。説明では、交通指導員及び行政事務連絡員については、これは日当旅費を含んだものでの町内旅費1,000円という説明を受けました。それで、それ以上の審議はいたしませんでした。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

それでは、上の方に書いてあります行政事務連絡員制のなかの均等割、戸数割ということも含めてそういうかたちで出てると思うんです。だから、そういうことを考えたときには、非常勤特別職に関しての日当ということについてはちょっと私自身は違和感を覚えるんですけども、そのことについて委員の中から何か異論というわけではございませんけれど、そのことについてやっぱりちょっと整合性の問題でしっかりと審査を行うべきだと、私は思いますので審査がなされたのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 暫時休憩。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 行政事務連絡員の報酬についての関連についての、その整合性とかそういう質疑は、委員会の中ではありませんでした。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第17号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第32号平成21年度高鍋町一般会計予算中関係部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

1つだけ、ちょっとしっかりと聞いておきたい部分があるんです。

というのは、先ほど委員長報告の中にコンビニ収納のことをおっしゃったと思うんです。コンビニ収納が増えることについては、まあ私も仕方がないかなというふうには思うんです。

しかし、本来口座引き落としとか、直接納付などの人が単にコンビニ収納という形になったのかなというふうな、言い方がちょっとそういう言い方だったので、本当にそうなのかなと。それであれば収納率そのものにどうコンビニ収納が大きく貢献しているのかっていうのが、ちょっと見えなかった部分がありますので、もう少し詳しくその辺のところを。こういった内容で審査をされてきたのかということをお聞きしたいんですけど。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（矢野 友子君） 確かに口座振替との関連性という質疑はありました。口座振替は約50%で以前と変わっていないということですが、そのうちの確か1割だったと思いますけれども不納付になるんだそうです。なかなか落ちないんだそうです。このコンビニ収納になってから、先ほど言いました%は予想以上に上がっているんだそうです。だから、詳しい%は以前と比べて幾ら収納率が全体として上がったかというところまでは審議しませんでしたけれども、確かにコンビニ収納が便利で利用されて収納率が上がったという答弁はありました。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、春成勇議員。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 14番。

本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました7議案につきまして、その審査の経過及び結果について報告いたします。

審査の日程は3月10日から3月12日、3日間です。第3委員会室にて、審査は産業建設常任委員全員であります。関係課長、農業委員会局長・職員の出席を求め審査を行いました。

なお、現地調査は蚊口浜のサーフィンスポットの老朽化した更衣室及びトイレの改修や駐車場の整備の調査を行いました。県外のサーファーも来ておりました。

まず、議案第18号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について。

企画商工課より、企業立地促進法では基本計画に基づいた企業立地が行われた場合、自治体に対し固定資産税を減免した減収分を交付税で補てんする措置があるが、条例では製造業とレクリエーション事業しか対象にしていない。そこで、基本計画にあわせるかたちで対象業種に流通関連及び情報通信関連業種を増やすものです。

委員からの質疑で「その後、企業からの進出の相談はあったのか」に対し、3件ほどあったとのことでした。

次に、都市建設課より、議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正についてですが、近年の地価下落に伴い国・県ともに占用料の額の改定に伴い改正を行うものです。

質疑として「電柱の上にある変圧器は徴収できるのか」に対し、現在見直しを考えているとのことでした。

次に、都市建設課より、議案第20号高鍋町公園条例の一部改正についてですが、道路占用料徴収条例の一部改正を行うことに伴い、道路占用料単価に準じて使用料単価の改定を行うものです。

平成20年度より中川原都市の緑地にauの鉄塔を占用させたので収入増になりました。

次に、議案第29号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について、農業振興課より、指定管理者は株式会社高鍋めいりんの里とのことでした。

質疑として「指定管理者になるとどう変わるのか」に対し、もともと施設を管理するための会社であり変化はないとのことでした。

次に「職員の中に内部情報等を漏らしてお客に不愉快な思いをさせている者がいるようだが」の質疑に対し、前々から注意はしている。以前に比べたら少なくなったけど、またそのようなことがあれば今後とも注意をしたい。

次に、都市建設課より、議案第30号・31号の町道路線の廃止・認定ですが、廃止路線につきましては町道の新設及び一部県道路線の見直しにより起点・終点に変更が生じたことによる廃止路線が2本。認定路線につきましては町道の新設及び県道路線の見直し並びに開発地の道路部分の寄附採納に従う認定路線が5本提出され、説明を受けました。

次に、議案第32号中関係部分について。

都市建設課であります。平成21年度予算の大きな事業として東九州自動車対策費2件、交通安全施設整備事業費3件、持田団地建て替え費が計上してあります。

まず歳入ですが、国庫補助金として交通安全施設整備事業補助金、まちづくり交付金、建築物耐震改修等補助金3分の1補助一戸当たり1万5,000円。

次に歳出ですが、東九州自動車道対策費では青木1線、竹嶋五郎丸1線の改良舗装工事が予定されています。道路改良費の交通安全事業では大峯村大池久保線、中嶋小丸出口線、菖蒲池東南樋渡線の3路線の改良工事が予定されています。

公園管理費は舞鶴公園ほか通常の維持管理費でございます。平成20年度において9つの公園が地区で管理をしていただいているとのことでした。

次に、農業委員会でございますが、歳入については農林水産手数料の登記事務手数料、農林水産業費県補助金では主に農業委員会交付金及び受託事業費収入で農業者年金業務委託金等でございます。

歳出におきましては農業委員会委員13人の報酬及び事務局設置に伴う人件費等が主なものであります。交付金事業農地保有合理化事業、農業者年金受託事業、認定農業者利用調整推進事業等による事業説明を受けました。

質疑として「農業者年金受給者協議会補助金に伴う協議会の現状」に対し、農業者の老後の生活安定と福祉の向上のため受託事業を行っておりますが、年金受給者については平成18年が250名で、19年度は240名であります。そのうち協議会会員は18年が212名で、19年が197名で年々減少傾向にあるとの説明でした。

次に、企画商工課より、歳入の主なものは県補助金について県が観光振興のため昨年度から創設しておりますマリンスポーツ環境整備事業補助金350万円補助率2分の1を見込んでおります。次に諸費用・諸収入の中小企業融資資金貸付金元利収入2,500万円ですが、高鍋町から4月1日に信用保証協会に貸し付けた高鍋町小規模事業特別融資制度預託金原資の戻し入れです。無利子です。

歳出の主なものは新規事業といたしまして、県のマリンスポーツの環境整備事業補助金を導入し県内外からのサーファーを快く迎えるため、老朽化しております更衣室・便所の改修や駐車場の整備を行うため、委託料に設計測量委託として工事請負費を計上いたしております。財源といたしましては県補助金のほか地域活性化事業の活用を考えております。

また、補助金の小規模事業特別融資制度保証料補助と貸付金の中小企業預託金貸付金につきまして、小規模事業者が運転資金や設備改善のため低金利で銀行で利用する高鍋町小規模事業者特別融資制度の費用で原資2,500万円を高鍋信用金庫、宮崎銀行、宮崎太陽銀行に振り分け、それぞれの協調倍率を乗じた枠内で貸し付けることにしております。財源といたしまして中小企業融資資金貸付金元利収入を充てております。また、融資に伴う宮崎県信用保証協会の保証を全額補助しております。

次に、農業振興課でございます。歳入の主なものは諸収入、林業振興対策資金保有広域森林組合貸付金元金収入で森林組合に初めて組んだ貸付金補助が中心の事業態になっているので4月から9月ごろまでの間については職務給与等らの改定ができないための申し入れがあったそうです。

次に歳出の主なものは繰出金一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計繰出金。

次に農村総合整備事業費、地域振興費の中で工事請負費竹鳩排水路農道遊歩道、四季彩のむら橋梁施工、牛牧南牛牧線、四季彩のむら桜植栽です。

次に、環境整備関係では新しい事業はありません。

質疑として「都市下水道の浚渫のあと、消毒はしないのか」に対し、しない。排水がき

れいになっているとのことです。

次に、財政課ですが、歳入の主なものは住宅使用料として管理戸数478戸分、対前年度比14.3%増を計上しております。増加の主な理由は持田団地のB・C・D棟分によるものです。また、駐車場使用料67区画分を計上しています。

次に、地域住宅交付金として持田団地の新築分を低所得者住宅用として低賃金を設定していることに対し、近傍同士の家賃との差額分の交付を受けるものです。

歳出の主なものは住宅管理費として対前年度比19%増です。委託料では持田団地A・B棟にありますエレベーター保守管理費、駐車場72区画の管理をしています。

以上、審査が終了し、採決の結果、議案18、19、20、29、30、31、32号中関係部分の7議案を賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

只今から、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第18号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号高鍋町公園条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

これ、文教でも問題になったところなんですけれども、民法上のいわゆる自己契約108条なんですけれども、自己契約及び双方代理ということで意見が出たんです。このことについて文教分に付託された部分についてはきちんと契約書を確認したんですけれども、契約書の確認などをなされましたか。

そして、双方代理に関して社長が町長ですので、このことについて何か委員から意見が出されたんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（春成 勇君） 最初のはしておりません。

次の……、ちょっともう一度お願いします。2問目の。(発言する者あり)

○議長(後藤 隆夫) 暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

.....

午前10時43分再開

○議長(後藤 隆夫) 再開いたします。

委員長。

○産業建設常任委員会委員長(春成 勇君) 契約書はなしです。しておりません。見ておりません。

○議長(後藤 隆夫) 13番、中村末子議員。

○13番(中村 末子君) 13番。

実は、文教福祉に付託された部分の案件の中で社会福祉協議会へ委託するということになったときに、それが委員の中からも出たのは、いわゆる自己契約及び双方代理の民法上の規定に、法に違反してるんじゃないかという意見が出たわけです。そして、そのことでいろいろ、るる協議をしまして、それでは契約書を見せていただこうと。職務代理者としての方からの契約上はちゃんと契約しているということを私たち文教福祉常任委員会ではさせていただいたんです。契約書なりを。その職務代理者としての代理者のちゃんと契約をしているか。双方代理に抵触しないということを私たちは確認をしたんですけれども、その確認がなされたのかということをお聞きしたいわけなんです。

だから、そのことを確認してないということであれば、これはもう論外なんですけれども、もういまさらちょっとできない部分があるんですけれども、やはり委員会でこういうことに関しては慎重に審査をしていただきたかったなと。これは要望ですので答弁は結構なんですけれども、またあとで財政課なりにできれば確認をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○産業建設常任委員会委員長(春成 勇君) はい。

○議長(後藤 隆夫) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 隆夫) これで質疑を終わります。

次に、議案第30号町道路線の廃止について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 隆夫) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号の町道路線の認定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 隆夫) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号平成21年度高鍋町一般会計予算中関係部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信也議員。

○文教福祉常任委員会委員長（岩崎 信也君） 10番。

文教福祉常任委員会に付託された5議案について、審査した経過と結果について御報告いたします。

日時は3月10日から12日の3日間です。審査は文教福祉委員全員で行いました。審査場所は第4委員会室です。関係課長・職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第14号高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、社会教育課に説明を求めました。

スポーツセンターの弓道場について回数券を設定するということについて、委員より「30%減となっているが、回数券で回復するのか。前は年間フリー券だった」という問いに、人数は極端には減っていない。この回数券は利用者の要望によるものであるとの説明がありました。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、議案第14号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について、福祉保健課より説明がありました。

80歳は1万円据え置き、90歳は3万円を2万円に、100歳は10万円を5万円に、101歳以上は年間5万円を3万円に減額するものであるという説明です。そしてまた、事務事業検討委員会では廃止案も出たが郡内各町と同レベルにしたとの説明もありました。

委員より「財政が厳しいけれど、心待ちにしている方が多い。ほかを削っても現状のままがよいのでは」との意見があり、また「町長の意見はどうか」という質問に対し、総合的にみたらやむを得ないとの判断をされているとの答弁でした。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、議案第15号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について、社会教育課より21年から26年までの5年間の指定管理者に第一地区自治公民館連絡協議会を指定するとの説明がありました。

委員より「公民館以外にどのような利用がなされているか」という問いに、3B体操、将棋大会などがある。

また、別な委員より「第一地区公民館連協は自覚があり、公民館でも予算を出して倉庫やカーテンなどの整備を行って頑張っている」との意見がありました。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、議案第27号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について、※社会福祉課より説明がありました。

社会福祉協議会に引き続き管理をお願いしたい。指定管理者としての意識が高く、効率的な運用が図られている。改善を図りながら一定の予算のなかで意欲的に活動ができているとの説明がありました。

委員より「指定管理者は民間に委託するのが本当ではないか。近くの公民館に委託することはどうか」という質問に対し、今の段階では難しいと思う。地理的にも今の場所にある社協がよいのではとの答えでした。

また、「双方代理の法則により会長が町長になっていることについて」、規約により理事会で選任する代わりのものが代行できることになっているとの説明があり、契約書を確認いたしました。

また、「予算の230万円の根拠について」説明を求められ、人件費、需用費、庶務費、役務費であるとの答弁があり、「直営のときは幾らであったのか」というさらなる質問に対し、18年までは直営で233万円かかっているとの説明。経費的には同額であるとの話でありました。

「何のメリットがあるのか」という質問に対し、利用者の意見を反映できるなどの利点が多いと説明がありました。

質疑が終わり、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

そして議案第32号平成21年度高鍋町一般会計予算のうち関係する部分について審査いたしました。

初めに福祉保健課より説明があり、委員より「健康づくりセンターの実績と今後の展開」を問われました。これに対し、プールの自主事業として幼児などの教室を行い年間延べ人数400人から500人おられる。この自主事業については他町にも広報をしている。今後、のぼりなどを立ててさらに広報に努めたいとの説明でありました。

次に、「検診などで気になる子供のフォローはどこまで改善できるか」という質問に対し、乳児検診後の6カ月相談を毎月している。気になった子供には2歳までフォローしている。さらに気になったら療育センターより専門医に来てもらってフォローしている。

次に、「適応障害について、どれぐらいの割合で気になるか」という問いに、グレーゾーンがあるので割合は出していない。いろいろ気になる人はいるとの答弁でありました。

また「MRワクチンについての不安感は解消されたのか」ということに対し、副作用の少ない新しいワクチンの利用が行われることになるとの答弁でありました。

また「延長保育の利用料は町立、私立同じであるか」という質問に対し、全園同じである。ただ、7時以降は異なっているとの答弁でした。

次に、「ファミリーサポート事業の利用が少ないのでは」という質問に対し、浸透するのに時間がかかっている。これに対し「役場はもっと積極的に※啓蒙活動し町全体で行うようにしたら」という委員より提言がありました。

※後段に訂正あり

また「町立、私立保育園長会の意図はどこにあるのか。保育の画一化を図ろうとしているのか」という質問に対し、保育園業務は市町村の事務であり園には特色がありそれは生かしていき、さらに各園のよいところはみんなで共有していきたいとの説明でありました。

「保育園の施設管理費の賃金が増えていることについて」問われ、今まで早番・遅番1人だったが、これを2人に配置基準が変わったためであるとの説明があり、「民営化を前に1名増やすのはどうか」という質問があり、「検討してほしい」との要請でありました。

次に、老人措置費について問われ、「金額が最高額は幾らか」ということに対し、14万円である。「この人は何名か」ということに対し、2名である。「その他はどれくらいか」ということに、いろいろあるが10万円以下がほとんどであると説明があり、これは資料要求いただきました。

また、「軽度の障害者に対し、舞鶴ワークルームが閉鎖されたあと、この人たちの対応はなされているか」ということに対し、しろはと工房・うからの里などで対応している。ただ、その間にはいろいろな問題があることもあった。これに対し社協はきちんと対応していききたいとの説明でありました。

次に美術館からの説明を求めました。当初予算で2.3%の減額であるとの説明。また、10周年を迎え数多くの企画展を計画しているとの話があり、委員より「館長の役割について」の質問に対し、展示会の企画をするため大きい役割を果たしてもらっている。ことしの企画は館長の力によるとの説明がありました。

委員より「維持管理費が設立当初より半分以下になっていることは評価したい」との意見がありました。

また、「寄託品の扱い」に少しずつ変換していると。一方また、「よい作品は寄託から寄贈してもらう方向をとったほうがよいのでは」との意見がありました。

次に、教育総務課に説明を求めました。姉妹都市交流費は今年は米沢より来られるので56%の減額である。特別経費はALTの帰国旅費である。東小の空調費が1棟分故障しているが防衛省の予算で23年に行うため、これまでリースでしのぐことにするなどの説明がありました。

また、学校給食費のなかに職員の給料を計上していることについての質疑が行われました。

委員より「委託料を計上しているのに、職員の給料をさらにここに計上するのはどうか。総務の方に計上するのが正しいのではないか」という質問に対し、1月1日現在の職員配置で予算計上している。6月に組み替えるとの答弁でありました。

また、西小に学校栄養嘱託員を置くことについて、委員より「これは県の指導があったのか」という問いに、町単の判断である。

「何のために置くのか」という質問に、安全管理と委託業者との連絡を密にとるためであるとの答えです。

さらにまた、この嘱託員に対して「公募したのか」という問いに、公募をしたが応募はなかった。さらに資格者を新たに探すとの答弁でありました。

次に、給食センターの文化コーポレーションとの契約について、入札で契約して2年目、3年目は※随時契約である。3年間金額は同額であるということに対し、「随契根拠はどこにあるのか」という質問になり、財政課より説明を求めました。4月からの業務なので債務負担行為は行っている。随契の理由については毎年業者を変えないほうがよいのではという判断で、良好であれば3年間続けるという方針。ただ、事故などあって不適當なときに契約を見直すため年度ごとの契約になっている。地方自治法施行令によりこのように行っているとの説明がありました。

また、「食材の入札について」は給食会で行っている。公募で入札3カ月ごとに行っている。「米の入札について」さらに問われ、規定により入札を行っている。生産履歴などをとっている。本年は秋月三万石米を入れているなどの説明があり。

本年は姉妹都市交流にホームステイをとり入れる計画がある。OBの活用を呼びかけているとの説明があり、「これに参加する人数が限られているため、なかなか広がらないので多くの人で歓迎したほうがよいのでは」との意見が出されました。

また、「教育研究所について」の質問に対し、ふるさとならではの教育を学校の先生に知っていただきこれを共有する。4校で共通してふるさとを愛する子供を育てるということで成果は上がっているとの説明がありました。

次に、※社会保健課より説明を受けました。雑入でコミュニティ助成金は4地区、水除・元の下・松本・上永谷公民館に対し助成していると。

また、第22回全国スポレクみやざき2009が10月12日から20日に行われる。本町はバドミントン会場として450人受け入れる予定である。

また、日韓スポーツ交流事業で18名が来町される。これも10月のことであるとの説明がありました。

このあと質疑があり、「連協長会議の謝礼金は行政事務連絡員の報酬があるため二重払いにならないか」という質問に対し、非常勤特別職ということでお支払いしているとの説明でありました。

また、「資料館の職員を嘱託員にする理由について」問われ、この嘱託員は一人で何もかにもしなければならぬので臨時職員では対応しづらいところがあるという答えでありました。

このあと「入館者が増えないのはアピールが少ないのではないか」との意見が出されました。

次に、「石井十次顕彰会の支出がなぜ文化財保護費になるのか」という質問に対し、以前から運営としてここに出しているという答えに対し、「運営に困る財団法人はおかしいのでは」との意見が出されました。

また、石井十次顕彰会寄付行為の規約改正に対し、現在行っていない事業についての削
※後段に訂正あり

除であるとの説明がありました。

高鍋のクス保護増殖費について「枝透かしは大丈夫か」という質問に対し、現在ワイヤーがけをして倒れないようにしている。今回は樹医の指導によるものであるとの答えがありました。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、議案第32号中関係部分について賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（岩崎 信也君） 訂正いたします。

ファミリーサポートのところで「啓蒙」と言いましたが「啓発」の間違いです。

また、文化コーポレーションのところの「随時契約」と言いましたが「随意契約」の間違いです。

また、「社会保健課」は「社会教育課」の間違いです。

訂正させていただきます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。15分から再開いたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

委員長訂正があるそうですので許可をします。委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（岩崎 信也君） 申しわけありません。

先ほどのほかに、「福祉保健課」を「社会保健課」と言ったそうです。訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（後藤 隆夫） 只今から、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第14号高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号平成21年度高鍋町一般会計予算中関係部分について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長報告に対する質疑をすべて終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第11号高鍋町監査委員条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第11号高鍋町監査委員条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第12号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

議案第13号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この案件中、議会議員の旅費支給についての改正については賛成です。しかし、備考中の旅費及び第5次行政改革大綱のなかの非常勤特別職である行政事務連絡員の旅費については改正がありません。また、第5次行政改革大綱のなかで行政事務連絡員制度について、廃止を行い2年間で1,600万円を削減し、教育資金など高鍋町に必要な資金源とする計画でしたが、町内旅費すら削減できないとはどうことでしょうか。町民の方から「お知らせたかなべ」など現在配布しているのは月当番や班長さんです。配布費用をもらっておられるのなら、当然全戸に配布していただきたい。また、募金活動などほとんどの自治公民館で書面で回して募金するのではなく、自治公民館の区費などから拠出されていると聞きました。

このような不況時において町民の暮らしを第1に考えていただきたいとおしかりを受けました。このような意見が寄せられるなかでは反対せざるを得ません。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第13号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第13号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第14号高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第15号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

議案第15号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

お年寄りの長生きされた方の年に1度のほんのわずかな祝金を減額するということがかなものでしょうか。お金がないといういいわけが通用するのでしょうか。高鍋町は世界初の福祉を発信した町であり、経済立て直しで有名な鷹山公を輩出した歴史ある町です。その町が歴史に反してお年寄りのお喜びを奪うことは許せません。私の住んでいる自治公民館正ヶ井手地区では70歳以上の方には毎年お祝い金と子供会や福祉ネットからのプレゼントを心待ちにされています。どんなに予算が厳しくてもあすは我が身と考えながらだれからもこの費用が負担だと反対される方は地域自治公民館には一人もいらっしゃいません。ましてや高鍋町となれば、先ほども申し上げましたが、行政事務連絡員制度を廃止し、職員駐車場の有料化を進めれば何とか祝い金は従来どおりの金額でできるはずです。

悲しい思いを込めて反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第15号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第15号高鍋町敬老祝金条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第17号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第18号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

九州電力などは石油が上がればすぐに値上げ、石油の値段が下がってもすぐに値下げとはいきません。道路占用料については長年とらず、ようやく収入として定着してきたものです。確かに経済状況が思わしくなく路線価については評価が厳しい状態が続いています。質疑でお伺いしたところ、地価下落によりということによって自主的に下げる提案のようですが、私は納得できないために反対とします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第19号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号高鍋町公園条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

議案第20号高鍋町公園条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

公園管理には多額の費用を必要としています。一部地域の自治公民館で管理している公園であっても共助での管理にはおのずと限界があります。高くなった木には対応できないなどです。そういうときは業者に依頼しないといけないときもありますので、できるだけ公園設置の電柱などの価格は現在のままでの御協力をお願いして、反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第20号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第20号高鍋町公園条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第27号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第28号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第29号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号町道路線の廃止について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第30号町道路線の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号の町道路線の認定について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第31号の町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成21年度高鍋町一般会計予算について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

議案第32号平成21年度高鍋町一般会計予算に、反対の立場で討論を行います。

この案件のなかには扶助費など生活に必要な資金や補助金など住民から待たれている予算もたくさんあります。校舎が雨漏りしているのに工事管理費が1割計上もなされていないこと。行政事務連絡員制度の廃止を打ち出しながら1割カットにしたり、職員駐車場については権利が発生するといわれ、あわてて協力金などの詭弁で済まそうとする、その姿勢が許せません。

町長は公平で公正な町政や住民が主役の立場で無投票当選をされました。しかし、その威厳はどこにも感じられません。非常に残念です。みんなで決めたことはしっかりと実現し、削減したお金で福祉の町づくりや農業・商業・教育環境整備にもっと力を入れていただきたいと思います。

美術館運営についても少ない予算で乗り切ろうとしていますが、いまだに返されない寄託品など問題ありです。また、総じて固定支出が大きく町民が使えるお金はほんのわずかです。これでは町の業者の冷え込みはますます大きくなると思います。教育予算では現場からさまざまな声が上がっています。声を整備計画にしっかりと組み込み安心して教育できる環境づくりにもっと力を注ぐべきです。福祉予算でも乳幼児医療費助成でも3歳未満は従来どおり無料化し、就学前までは一部負担などの変則的な条例も必要と考えます。

町民の知恵と力を結集する力はないのですか。もっと力を結集して未来につなぐ町づくりをしっかりと行う必要があると考え、反対いたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第32号を起立によって採決いたします。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第32号平成21年度高鍋町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第21号

日程第18. 議案第22号

日程第19. 議案第23号

日程第20. 議案第24号

日程第21. 議案第25号

日程第22. 議案第26号

日程第23. 議案第33号

日程第24. 議案第34号

日程第25. 議案第35号

日程第26. 議案第36号

日程第27. 議案第37号

日程第28. 議案第38号

日程第29. 議案第39号

日程第30. 議案第40号

日程第31. 議案第41号

○議長（後藤 隆夫） 日程第16、議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正についてから日程第31、議案第41号平成21年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上16件を一括議題といたします。

本16件は特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、山本隆俊議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（山本 隆俊君） 17番。

それでは、特別委員会に付託をされました議案の結果を報告したいと思います。

特別委員会に審査を付託されました16議案につきまして、審査の経過並びに結果について報告いたします。

審査の日程は3月6日から3月11日の4日間であります。第3会議室におきまして議長を除く特別委員会委員全員で、担当課長並びに関係職員の詳細な説明及び資料の提出を求め審査を行いました。

まず、議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正についてであります。

第4期高鍋町介護保険事業計画に基づき平成21年度から平成23年度までの介護保険

料を定めるとともに、第4段階のなかに新たな階層を設けることで該当する被保険者の負担を軽減すること。また、これまで納期が10期であったものを国民健康保険や後期高齢者医療保険料と同様に8期にすることにより被保険者の利便性を図り、期限内納付を促進するための改正であります。

また、附則では本則で定められた介護保険料をさらに軽減するための特例措置が規定されております。

以上、審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号高鍋町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてであります。

介護従事者の処遇改善のために実施される介護報酬改定に伴い、平成21年度及び22年度の介護保険料の急激な上昇を抑制するために基金を造成して充当することを目的として制定するものです。

審査の結果、全員賛成で可決するものと決しました。

次に、雑用水関係関連の議案がありますけれども、初めに課長のほうから前段の説明がございました。一連の雑用水関連議案については総括質疑でも説明したが、一ツ瀬土地改良区の不適切会計処理を受けて畜産等の持続的経営が合法的に対処できる取り組みとして提案するものであります。

仕組みとしては一ツ瀬土地改良事業の許可水利利用権3,892万トンから高速道路等が農用地除外された面積88ヘクタールに対応する水利利用権86万トンを減じ、その範囲内で新たな雑用水にかかわる水利利用権の許可を受けるものであります。

現在の予定では過去11年間の個々の受益者最大利用実績を積み上げた65万トンを予定しております。また、利用予定者としては20年当初147経営体であったのが、水利利用権に付随する水利利用規定（案）による畜産公益的な事業という条件で各市町が調査の結果116経営体が水利利用が不能になる予定であります。

本議会提案のすべてが承諾いただければ、後には直ちに一ツ瀬川に関する各種権限保有者、九州電力、各内水面漁業権者、各水利利用権者等の同意書を添付資料として申請手続きを行い、4月1日付で水利利用許可を受けて事業に着手したいとの報告がございました。

まず、議案第22号一ツ瀬川雑用水管理事業の事務の受託についてであります。

本議案は、一ツ瀬川雑用水管理事業の事務の委託に関する規約に基づいて西都市・新富町・木城町から委託を受けるものであります。

規約の主なものは、第2条、委託の事務の範囲に1. 雑用水事業に関する事務、2. 雑用水事業にかかわる水利権の申請に関する事務、3. 雑用水事業にかかわる土地改良財産の多目的使用等の申請に関する事務。

第3条、委託事務の管理及び執行の方法、委託事務及び執行については高鍋町の条例及び規則その他の規定に定めるところによる。

第5条、委託を受けた事務の管理及び執行にかかわる収入及び支出については、高鍋町

歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第6条、委託事務の管理及び執行に伴い徴収する雑用水料金はすべて高鍋町の収入とする。

第9条、調整協議会。委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、関係市町長と年1回定期に一つ瀬川雑用水管理連絡調整協議会を開くものとする。

となっております。

質疑として「目的外使用は当初何戸あって、何戸になったのか」に対し、147戸あったものが審査の結果116戸になりました。

「目的外使用は町内ではどのくらいあったのか。そのうち雑用水が使えなくなる戸数は」に対し、畜産が24戸、その他が9戸、トラック洗浄等が7戸、使えなくなるのがトラック洗浄等の7戸であります。

「委託に関する規約の6条には徴収する料金はすべて高鍋町の収入となるとあるが、基金条例との整合性がわからない」に対し、委託に関する規約第5条に高鍋町歳入歳出予算において特別会計として計上するとあり、その余剰について不測の事態に備えるため基金に積み立てるものとすとの答弁でした。

審査の結果、賛成多数で可決するものと決しました。

次に、議案第23号一つ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

第1条において農業生産性の向上を目指し一つ瀬川雑用水を供給するため、一つ瀬川雑用水管理事業を設置する。

第2条において給水区域は西都市・高鍋町・新富町及び木城町内とし、給水に当たっては宮崎県知事から水利用許可を受け、許可に定められた水利使用規則によって供給する。

第3条において地方自治法の規定により雑用水事業に特別会計を設けることとしている。審査の結果、賛成多数で可決するものと決しました。

次に、議案第24号一つ瀬川雑用水管理事業給水条例の制定についてであります。

第1条、条例の目的として一つ瀬川雑用水料金、給水装置の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めております。

第5条、申し込みの拒否等。申し込みの拒否等条件によっては給水ができないことがある。

第6条、新設等の費用負担。当該装置の新設をするものの負担とする。

第7条、工事の施行。町長または一つ瀬川土地改良区の指定したものが行う。

第14条、メーターの設置。使用水量は町のメーターにより計量する。メーターの点検は毎月行う。土地改良区にその使用水量を報告する。

第15条、メーターの貸与。メーターは町長が設置して雑用水使用者に管理させる。

第20条、料金の支払い義務。料金は雑用水使用者から徴収する等であります。

審査の結果、賛成多数で可決するものと決しました。

次に、議案第25号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計設置条例の制定についてであります。

第1条、設置。地方自治法の規定により一ツ瀬川雑用水管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的として特別会計を設置する。

第2条、歳入及び歳出。歳入は一ツ瀬川雑用水管理事業収入、一般会計繰入金、負担金、その他の収入とする。歳出は一ツ瀬川雑用水管理事業費、償還金及び利子、その他の支出とする。

以上、審査の結果、賛成多数で可決するものと決しました。

次に、議案第26号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理基金条例の制定についてであります。

第1条、設置。一ツ瀬川雑用水を管理・供給し農業生産性の向上を図るため、地方自治法の規定に基づいて基金を設置するものであります。

第2条、積み立て。基金を積み立てる額は一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計において予算で定める額。

第6条、処分。一ツ瀬川雑用水管理事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。具体的には土地改良施設の設備更新及び災害時の負担に備えるものであります。

以上、審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計予算であります。

前年度当初予算と比較すると約1%の減であります。保険給付費は4.5%の伸びになっております。

歳入の主なものは国保税、国・県支出金、療養給付費等前期高齢者共同事業の交付金、一般会計からの繰入金及び広域化等支援基金貸付金となっております。それぞれ歳出に応じて算出した額となっております。

歳出の主なものは人件費等の総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等老人保健共同事業拠出金、保険事業費等及び諸支出金となっております。過去の実績、算定基礎数値等により算出された額となっております。

本事業の運営については以前から厳しい状況が続いているが、昨年来の医療制度の改革や予想外の伸びなどにより、さらに厳しい状況となっております。このため予算編成に当たっては徹底的な見直しによる事業内容のスリム化を図ったこと、町民が安心して医療を受けることができる環境を整えるための高鍋町国民健康保険運営健全化計画を策定したことや、急激な被保険者の負担増の抑制を図るため、県の保険財政自立支援事業貸付金の借入れすることなどの説明を受けました。

以上、審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号平成21年度高鍋町老人保健特別会計予算であります。

前年度当初予算と比較しますと大幅減となっております。

予算の内容は、歳入では支払基金交付金、国・県支出金は現在交付方針等が未確定のた

め1,000円予算となっております。確定次第補正を行うことが予想されますが、そのためほとんどが一般会計からの繰出金となっております。

歳出につきましては19年度までに受診された医療給付費等を執行するためのものとなっております。なお、本会計については21年度で廃止になる予定であります。

以上、審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算であります。

前年度当初予算と比較しますと医療給付の伸びにより7.2%の増となっております。

歳入の主なものは被保険者から徴収する保険料、一般会計からの繰入金、受託による特定健康実施に伴う諸収入となっております。

歳出では保険料徴収嘱託員報酬等の事務的経費、後期高齢者広域連合への納付金、特定健診等を行う保険事業費となっております。

以上、審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計予算であります。

予算の概要として平成21年度も平成20年度に引き続き国庫補助対象事業費1億円で事業を行う予定であります。21年度での新しい事業はありません。

歳入の主なものは下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、町債等。

歳出の主なものは工事請負費、浄化センター運転管理に伴う諸経費、公債費元金及び利子等であります。

以上、審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算であります。

歳入は新富町・木城町の負担金と本町の繰入金が主なものであります。

歳出は介護認定審査会の開催に伴う委員報酬及び事務的経費並びに事務局職員の報酬が主なものであります。

審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号平成21年度高鍋町介護保険特別会計予算であります。

本予算案は平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画、高額介護合算制度創設に伴う給付の発生、介護予防事業の強化、地域包括支援センターの保健師の配置、介護施設従事者処遇改善を盛り込んだ報酬改定などにより給付費が増加しております。

歳入は介護給付費と一定の負担率を乗じて負担する国・県・支払基金、町の負担金や繰入金、介護予防事業への国・県の補助金、第1号保険者保険料が主なものとなっております。

歳出のうち総務費は職員8名分の人件費、徴収嘱託員や介護認定調査嘱託員の報酬が主なものとなっております。保険給付費は訪問介護や訪問入浴などの居宅介護サービス費、特別養護老人ホームなどの施設介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費いわゆるグループホームの給付費が主なものとなっております。施設介護サービス給付につきましては第4期事業計画の中で介護療養型医療施設が平成23年度で全廃になることから

その受け皿となる老人保健施設や待機者の多い特別養護老人ホームの整備に伴う給付費の増を見込んでおります。保険給付のうち、介護予防サービス給付は要支援1、2の高齢者の居宅介護サービスにかかわるもので主に地域包括支援センターがケアプランを作成し要介護にならないように自立をうながすものとなっております。地域支援事業のうち介護予防事業は介護保険に該当しない65歳以上の一般高齢者や体力が十分でない特定の高齢者に対して介護予防教室等を実施するものです。現在地区の公民館等を利用して行っている教室の拡大を図っていきたい。また、包括的支援事業では社会福祉協議会に委託している地域包括支援センターに保健師を配置するために人件費を予算化し相談事業等サービスの向上を図りたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第39号平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算についてであります。

事業完了に近づき清算金の額も年々少なくなっております。

歳入では一般会計からの繰入金。諸収入の雑入として現年度分の清算金等であります。

歳出では旅費、需用費の消耗品、印刷製本費、役務費の広告料等であり、償還金利子及び割引料の交付清算金、交付清算金利子が計上されております。

また、課長よりこれまでの徴収状況の報告もございました。

以上、審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第40号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてであります。

歳入の主なものは雑用水使用料基本料金、一般会計からの繰入金であります。

歳出の主なものは総務費の一般職員3カ月分の給料、旅費、広報誌作成の需用費、使用水量記帳指導、検針、未納金徴収等を行う徴収嘱託員の2名の報酬、賃金は一般事務労務雇い等でございます。施設管理の役務費は土地改良区システム取り込み料、使用料及び賃借料は国営施設使用料、県営施設使用料、公用車リース等、工事請負費は116箇所のメーター及びメーターボックス設置費で備品購入費は事務用品のパソコン、キャビネット、いす等で負担金補助及び交付金は一ツ瀬川土地改良区維持管理工事負担金、一ツ瀬川土地改良区負担金であります。

委員からの質疑で「職員の給料が計上してあるが、3カ月分のできるのか」に対し、21年度は初年度で原資がないのでぎりぎりの計算となった。

「一ツ瀬川土地改良区負担金172万5,000円の算出基礎は」に対し、土地改良区の18年度決算から使用料の割合で電気料、施設管理、人件費の1.06%を計上しております。

「公用車リース料には交通事故等の補償はついているのか」に対し、損害保険・生命保険等すべて含まれております。

以上、審査の結果、賛成多数で可決するものと決しました。

次に、議案第41号平成21年度高鍋町水道事業会計予算であります。

平成21年度の予算策定につきましては過去5年分及び今年度上半期実績から給水戸数を8,550戸、年間総配水量を241万7,725立方メートルで計画されております。これをもとに営業収支が算定され前年対比の事業収益が1.8%減、事業費用が1.9%の減との説明でした。修繕費については償却資産の現在価格に対して約1.2%に当たる6,029万4,000円を計上し、不意の故障に備えるということでございます。

建設改良などを取り扱う資本的収支につきましては、道路改良や下水道工事の進捗にあわせて行う配水管の新設や布設替え工事費、また今年度より2カ年継続で行う竹嶋浄水場の改良を予定しております。企業債の償還金などをあわせた支出が計上してあります。

これらの財源につきましては、企業債ほか損益勘定留保資金等の内部留保資金を充当するとの説明でした。

審査の結果、議案第41号平成21年度高鍋町水道事業会計予算については、全員賛成で可決するものと決しました。

以上、特別委員会に付託されました16議案の結果報告を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については全議員構成の特別委員会でありますので、省略をいたします。

ここでしばらく休憩をいたします。13時10分から再開をいたしたいと思っております。

午後0時07分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

午前中、特別委員長の報告がありました。この特別委員長の報告のとおりでございますので、これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

またまた保険料が値上げされる条例です。おまけに納付期間が2期も短縮され、町民から考えると二重負担と考えられます。年金から次々と天引きされ、国から、地方から絞るだけ絞られカスも出ないと嘆かれています。

このような人泣かせの案件には反対です。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第16号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号高鍋町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第21号高鍋町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号一ツ瀬川雑用水管理事業の事務の受託について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

議案第22号一ツ瀬川雑用水管理事業の事務の受託について、反対の立場で討論を行います。

この案件で目的外使用で同じ農業者である畜産・芝などへの皆さんの水使用について116戸の使用は可能となることについては賛成できます。しかし、問題はこの水を利用するに当たって、利用者への毎日の水量使用料を鉛筆で記載させるなどもってのほかです。みどりネットが普通の水使用料として裏会計ではなく、しっかりと記載処理しておけば何ら問題とならなかったことであると、私は反対します。

まして、鉛筆で記載する。それも毎日となると書きかえもできると見られても仕方のないことだと考えます。高鍋町では幾つかの事務ミスが発生しています。そのことを受けても単純にこの問題を放置できないと考えます。

利用者からは裏会計が発生するのではないかとの懸念が生まれています。そしてそのお金は土地改良のために利用するお金ではなく、どこかへ利用されるお金と判断していらっしやいます。このお金が未施工区の貸付金に対して、もし流用されることになればこれこそ土地改良事業を根底から覆すことにもなりかねません。

裏金をつくり、そのお金をさまざまなかたちで利用してきた土地改良区にも責任はもちろんあると考えますが、これを引き受けることは本来の水利用の権利を二重に与えることです。それでは本来の改良事業を行って、これら水を利用する第3条資格者でとの法に触れることにもなるのではないのかとの懸念が生まれてまいります。

このような、もっと深いところでの懸念を払拭できない、新たな懸念をつくる受託については反対すべきと考えましたので、反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第22号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第22号一ツ瀬川雑用水管理事業の事務の受託については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の制定について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

議案第23号一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の制定について、これも議案第22号と同様に同じような立場で反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第23号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第23号一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の制定について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

議案第24号一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

これも議案第22号のとおり反対をしたいと思います。このなかで一番問題なのは今まで一ツ瀬パイロット事業でこの土地所有者であった地権者の皆さん、本当にたくさんの費用を払ってこられました。その方の費用をかんがみてもこの給水条例から考えて費用負担が低いと考えて、これも反対の理由に付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第24号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第24号一ツ瀬川雑用水管

理事業給水条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計設置条例の制定について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 議案第25号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計設置条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

もちろん、この議案第25号も議案第22号に反対したとおりの理由でございます。特別会計を設置する必要はないと考えておりますので、反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第25号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第25号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理基金条例の制定について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

議案第26号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理基金条例の制定について、もちろん、この議案第26号も第22号そのなかにおいて第6条のなかですべて高鍋町の収入とするとあります。これは残念ながら高鍋町の収入となっても基金については積み立てておき、あとの処理については西都・新富・木城の合意がないと取り崩せないと考えております。そのような不明朗な基金を設定することについては、私は承知できません。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第26号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第26号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第33号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成21年度高鍋町老人保健特別会計予算について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第34号平成21年度高鍋町老人保健特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

議案第35号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算に、反対の立場で討論を行います。

この医療制度が始まり、なぜ今までどおりの保険制度ではいけなかったのか理由がわからないなどの意見が出されておりますし、新たな保険料負担にも大きなブーイングが寄せられています。広域連合制度にして地方自治体の自治意識にも大きな課題が残されました。地方分権法から考えても地方自治を阻害するものとして、反対をいたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第35号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第35号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第36号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第37号平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成21年度高鍋町介護保険特別会計予算について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

議案第38号平成21年度高鍋町介護保険特別会計予算に、反対の立場で討論を行います。

3年ごとの見直しでは同居者が調理した料理を食卓に並べることは調理とは認めないなどの新たな方向性をもった見直しでありましたので、認定度も上がり、デイケア等が受けられる範囲となり喜ばれている部分も確かにございます。しかし、その一方で施設入所を余儀なくされている家庭では、利用料が介護度に応じて支払われることにより、介護度が低い方は入所できないこともあり、ホテルコストに耐えられない家庭では居宅介護度の変更を余儀なくされています。

このような住民に寄り添ったかたちの保険制度でないこととして、老老介護、介護者との事件がおきる可能性を十分にはらむものです。まだまだ言い足りませんが、これを反対の討論といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第38号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第38号平成21年度高鍋町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第39号平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

議案第40号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算に、反対の立場で討論を行います。

この事業会計のなかで確かに500万円が高鍋町から繰り入れられます。しかし、このお金は本来なら1市3町で行う事業として負担金が求められるべきです。そのことをしないばかりか、事務者の給与も3カ月分しか見てごさいません。確かにどのぐらいの費用が入るのか、利用料が入るのかわからない事態ではそういう予算もやむを得ないと考えていらっしゃる方が多いのかもしれませんが、このような本来はないような会計予算に対しては、私は賛成するわけにはまいりません。皆さんの意見を本当にくみつくしているのかどうかかわからない予算に対して、反対の立場で討論を行います。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第40号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第40号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成21年度高鍋町水道事業会計予算について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は原

案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第41号平成21年度高鍋町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第32. 請願第1号

- 議長（後藤 隆夫） 日程第32、請願第1号尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願につきましては、請願審査特別委員会に付託されておりましたが、高鍋町議会会議規則第74条の規定に基づき、請願審査特別委員会委員長から別紙写しのとおり継続審査の申し出がありました。よって、閉会中の審査を認め、次期定例会においてその審査報告を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（後藤 隆夫） 御異議なしと認めます。本件は閉会中の審査を認め、次期定例会においてその審査報告を求めることに決定いたしました。
-

日程第33. 議案第43号

日程第34. 議案第44号

- 議長（後藤 隆夫） 次に、日程第33、議案第43号戸籍電算化システム導入業務委託契約についてと日程第34、議案第44号「戸籍電算化システム」購入物品販売契約についての2件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（小澤 浩一君） 議案第43号戸籍電算化システム導入業務委託契約について及び議案第44号「戸籍電算化システム」購入物品販売契約についてを一括して提案理由を申し上げます。

これらの議案につきましては戸籍電算化システムを導入するため、委託契約については地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、購入物品売買契約については地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

以上、2件の議案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政課長。

- 財政課長（正崎 博君） 財政課長。

議案第43号及び議案第44号関連部分につきましては一括詳細説明をさせていただきます。

議案第43号についてでございますが、戸籍電算化システム導入業務を委託するため、下記の業務の委託契約を締結するものでございます。

契約の目的、戸籍電算化システム導入業務委託。

契約の場所、高鍋町大字上江8437番地。

履行期間、平成22年2月28日でございます。

契約の方法、随意契約。この分については後ほど経緯について御説明申し上げます。

契約金額、6,720万円。これは税込みでございます。

仮契約締結日、平成21年3月16日。

契約の相手方住所、福岡市博多区博多駅東2丁目14番1号、名称、富士ゼロックスシステムサービス株式会社公共システム事業部西日本営業統括部西日本支店、代表者、支店長石田教展でございます。

それから、先ほどの随意契約のほうを、ちょっと若干補足説明をさせていただきますが、戸籍電算化業務に当たりましてはこの業務の重要性っていいですか、特殊性。これ、十分考えまして業者選定に当たりましては十分検討してきました。それでおきまして本庁内に戸籍電算化システム導入審査委員会、これを設けまして選定基準や選定方法について協議をしたうえで業者を決定するというように決めたところでございます。

その審査委員会を設定後に委員会を開催し、戸籍電算化事業の概要と事業委託の内容、業務の選定基準・選定方法について協議を重ねてまいりました。協議の結果、戸籍電算化事業は紙戸籍を電子化するデータセットアップ業務（議案第43号関係）、それと、電子化したデータを動かすシステム購入（議案第44号関係）、この両方があるために両方の業者が異なりますとトラブル等が発生する可能性が考えられます。ましてや、コスト面からもそういった面からも考慮し両方可能な業者を選定することとしたところでございます。

また、事業の内容から戸籍について正しいノウハウと実績を持つ業者を指名できるような業者選定を次の要件で決めました。

まず、宮崎県内で導入実績のある業者。それから営業拠点の範囲。近隣町の依頼状況等を考慮して6社を選びました。それから、事前に当町が作成した仕様書を遵守できるかどうかの業者の意向調査も行ったところでございます。その仕様書につきまして、次の6社にその仕様書を送付いたしまして……。6社についてちょっと参考までに申し上げておきますけれども、株式会社システム開発、株式会社デンサン、日本電気株式会社、富士ゼロックスシステムサービス株式会社、富士通株式会社、リコー九州株式会社、以上の6社に仕様書を作成し仕様書を送付したところでございます。

それから、高鍋町の戸籍電算化システム事業に対してこの仕様書を遵守し、参加意向のあるかないかの確認を文書でもって求めたところでございます。その意思確認の結果、参加する意思を有したのが6社中1社でございました。残りの5社につきましては仕様書の遵守ができない等々の理由で不参加を文書でもって表明したところでございます。それから、意向調査の結果、参加意思を表明したところは富士ゼロックスシステムサービス株式会社の1社だけでございました。

参考までに、富士ゼロックスシステムサービス株式会社について申し上げますと、宮崎

県内では都城市、延岡市、西都市など県内20自治体での導入実績がございます。また、児湯郡内では隣接の新富町、木城町、川南町、都農町で導入をしているところでございます。また、当町の基幹システムの住基連携の経験もあり、住基データとの突合や連携などに問題がないこと、作業工程システム稼働時のトラブル等が少なく、万が一のサポート体制もとられている業者と考えております。

また、将来的に国が示しております電子自治体推進等のことが今後想定されますけれども、そういった方向に行く場合にも低コストでそういったほうに移行できるというふうに考えます。そういったメリットもあるというふうに考えております。そういったことから富士ゼロックスシステムサービス株式会社と随意契約をしたところでございます。

続きまして、第44号でございますが、議案第44号「戸籍電算化システム」を購入するため下記物件を売買契約締結するものでございます。

契約の目的、戸籍電算化システム購入。

納入場所、高鍋町大字上江8437番地。

納入期限、平成22年2月28日。

契約の方法、随意契約。

契約金額、3,126万600円でございます。税込みでございます。

仮契約締結日、平成21年3月16日。

契約の相手方住所、福岡市博多区博多駅東2丁目14番1号、名称、富士ゼロックスシステムサービス株式会社公共システム事業部西日本営業統括部西日本支店、代表者、支店長石田教展でございます。

この契約につきましても一連性がないとトラブル等の発生があるという面から考慮いたしまして、同じ業者と随意契約をするものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、説明は終わりました。

これから、2件を一括して質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

実は全然話が違うんですけども、宮崎のエコクリーンプラザの問題で不具合が生じたとき、いろんな問題が生じたときにその補償関係がどうなるのかということは、恐らく皆さん気にかかるところではないかなという気がするんです。システムの不具合が生じた場合、補償問題等詳細な契約内容について、できればどのようになっているのかお答えを願えればと思っております。

またもう1つは、全国が今ネットワーク化がずっといわれておりますよね。もちろんこれは個人情報保護法を遵守したうえでの問題なんですけれども、それが新たに導入予定のシステムでどのくらいまで対応が可能なのかどうか、その辺のところを詳細に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩いたします。14時から再開をしたいと思います。

午後1時45分休憩

.....
午後2時00分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

町民課長。

○町民課長（山本 泰英君） 町民課長。失礼しました。

個人情報保護につきましては、昨日戸籍システム導入に関する仕様書というのをお配りさせていただいておりますが、そのなかで戸籍システムの構築・運用に際しては当町個人情報保護条例同施行規則及びコンピューターの利用に関する各種関連例規を遵守するものとする。データの保護・個人情報保護の観点からパスワード等による操作権限設定機能等のきめ細かな機能を有することということで、仕様書のなかにうたっております。

これが守っていただくということになるかと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） もう1点、損害賠償の分でございますけれども、損害賠償の分については契約書のなかに定めてございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 10番。

これに関してはランニングコストはかかるのでしょうか。かかるとしたらどれぐらいと考えておられますか。

○議長（後藤 隆夫） 町民課長。

○町民課長（山本 泰英君） 町民課長。

ランニングコストにつきましては、システム保守料と法改正等に対応するシステム使用料との2つがありますが、平成22年度につきましては無償期間が入りますので260万円、それから、それ以降は年間327万円程度のランニングコストの費用がかかることになっております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから議案第43号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第43号戸籍電算化システム導入業務委託契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第44号「戸籍電算化システム」購入物品販売契約については、原案のとおり可決されました。

日程第35. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第35、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第36. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第36、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては閉会中を含む次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定をいたしました。

日程第37. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第37、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては閉会中における各委員会・協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定をいたしました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
会議を閉じます。これで、平成21年第1回高鍋町議会定例会を閉会致します。
大変御苦労さまでした。

午後2時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員